

広島県告示第百八十八号

急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律（昭和四十四年法律第五十七号）第三条第一項の規定によって、次の土地の区域を急傾斜地崩壊危険区域として指定する。

平成二十四年三月一日

広島県知事 湯 崎 英 彦

一 急傾斜地崩壊危険区域の名称
中野東一丁目一七地区

二 急傾斜地崩壊危険区域の表示
次に掲げる土地に存する標柱一号から五号までを順次結んだ線及び標柱一号と五号を結んだ線に囲まれた土地の区域。

郡市・区	町・丁目	地番			標柱番号
広島市安芸区	中野東一丁目	七七九番三	一七七一番一九	一七七一番六六	標柱一号及び標柱五号
		七八〇番一			標柱二号
					標柱三号
					標柱四号